

地方公会計の整備促進を求める意見書

昨年1月の地方公会計の整備促進に関する総務大臣通知により、全国の地方公共団体は、統一的な基準による財務書類を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で作成するよう要請されています。

この通知に基づき、財務書類の作成、活用を進めるに当たっては、高齢化、人口減少という深刻かつ共通の課題を抱えている地方公共団体の厳しい財政事情に鑑み、可能な限り早期の整備ができるよう、その環境づくりに取り組むことが不可欠です。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 統一的な基準による財務書類を可能な限り早期に作成するためには、その前提となる固定資産台帳の整備に取り組む必要があることから、台帳の整備に要する一定の経費に対しては財政措置を講じることとされているが、その内容については各地方公共団体の財政力に応じた適切なものとなるよう配慮すること。
2. 統一的な基準による財務書類を作成するに当たりさまざまな相談内容に対応できるよう、公認会計士等の専門家を派遣するなど、実務面でのきめ細かな支援を実施すること。
3. 統一的な基準による財務書類を作成、活用するためには複式簿記の知識等が必要となるため、自治大学校等における自治体職員向けの研修をさらに充実するとともに、今後、財務書類を議会審議等で積極的に活用することができるよう、地方議員向けの研修も充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月28日

枚方市議会議長 大森 由紀子

〈提出先〉

総務大臣

財務大臣